

# 建設残土対策に関する実態調査

## 結果報告書

令和3年12月

総務省行政評価局



## 前 書 き

建設工事の副産物である建設残土（建設発生土及び建設汚泥）のうち、建設発生土については、昭和 30 年代後半からの高度成長期以降、新たな都市開発用の貴重な建設資材として、発生現場内や他の建設工事等において、埋立て、土地造成、盛土等に利用されている。その一方で、山林などへの不適切な埋立てにより崩落が発生するなど社会的に問題となっているものの、その実態は十分に明らかになっているとは言い難い。

また、建設発生土の埋立て等については、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）等の土地の形質変更を規制する法律、土砂の埋立てを規制する条例、廃棄物が混入されている場合、当該混入されている廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規制がかかるが、これらによる効果も明らかになっていない。

一方で、建設工事発注者が、建設発生土の適正処理を図る観点から、契約で適切な処分場を搬出先として指定して、それに要した費用を負担し、また、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）に基づく建設発生土の利用を促進するための取組として、建設発生土の利用が多い国や地方公共団体の公共工事において工事間利用を推進しているが、これらの取組が低調な地方公共団体もある。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、今回、不適切な建設発生土の埋立て事案の発生状況や対応状況、建設工事発注者における建設発生土の適正処理の状況について、実態を調査したものである。



# 目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 不適切な建設発生土の埋立て事案の実態	2
(1) 不適切な埋立て事案の発生状況	2
ア 不適切な埋立て事案と被害の状況	2
イ 建設発生土への廃棄物及び汚染土壌の混入状況	5
(2) 不適切な埋立て事案への対応状況	6
ア 不適切な埋立て事案についての法令上の規制	6
イ 土砂条例による対応状況	9
(ア) 土砂条例の制定状況	9
(イ) 不適切な埋立て事案への対応	13
(a) 無許可埋立て事案	14
(b) 土砂条例の許可条件違反	17
ウ 土地の形質変更を規制する法律による対応状況	18
エ 廃棄物処理法に基づく対応状況	19
2 建設発生土の適正処理	21
(1) 公共工事における搬出先の指定の状況	21
(2) 民間工事における搬出先の指定の状況	27
(3) 工事間利用の推進	28
ア 公共工事における工事間利用	28
イ 民間工事における工事間利用	32
3 まとめと所見	33
4 事例表	36
5 資料編	191